

第10次愛知県卸売市場整備計画（案）と第9次整備計画の対比表

第10次整備計画（案）	第9次整備計画
<p>第1 目標年度 目標年度は平成32年度とする。 この計画の基準年度は平成25年度とし、計画期間は平成28年度から平成32年度までの5か年とする。</p> <p>第2 計画策定の趣旨 卸売市場を巡る情勢の変化等による課題に対応しながら、生鮮食料品等の円滑な供給と県民生活の安定に寄与するという卸売市場の役割を果たすため、県内の卸売市場を整備・運営するための基本指標とするため策定する。</p> <p>第3 県内地方卸売市場を取り巻く環境 高齢化等に伴う食料消費の量的変化、個食向けの少量パック等の加工・調製した農林水産物の需要増など消費者・実需者ニーズの多様化、東日本大震災の経験を踏まえた災害時対応機能の強化等の社会的要請の高まりなど、県内卸売市場を取り巻く環境には大きな変化が見られる。</p> <p>1 人口動向等の変化 我が国の人口は、平成20年をピークに減少に転じているが、本県では人口増加が続いており、直近の人口動向を踏まえると、平成32年頃にピークを迎えると想定されている。 また、本県では、高齢者の割合は全国平均より低いものの、大都市圏特有の課題として、今後は急速に高齢者世帯が増加していくことが見込まれている。 さらに、高齢者世帯を含む単身世帯など少人数世帯の増加、女性の労働力率の増加など、生鮮食料品等の流通状況に影響を及ぼす世帯構造の変化が見られる。</p> <p>2 食料品支出に関する動向 食料品支出のうち、外食及び調理済食品への支出割合が増加傾向である。 また、食品小売業の事業所数では、専門店・中心店が減少する中、売場面積が上昇傾向にあり小売業の大型化が進んでいる。 さらに、コンビニエンスストアや総合スーパー、食料品スーパー等セルフサービス方式店舗の販売額が伸びる中、食料品を専門・中心とする対面販売型店舗の販売額が減少している。</p> <p>3 生産環境の変化 販売農家数及び漁業経営体数は減少傾向であるとともに規模拡大が進んでいる。 また、生産者団体等について、大型化・広域化による経営基盤の強化が図られている。</p> <p>4 流通状況の変化 生鮮食料品等の流通において、野菜や食肉の輸入量は横ばいで推移しており、水産物についてはさけ、ますが横ばいである以外は減少傾向である。 また、食品の企業間及び消費者向け電子商取引の市場規模は堅調に拡大しているが、地域密着・実店舗が中心の食品販売では、極端な拡大はみられない。</p> <p>5 社会的な要請の高まり 国民の環境問題に対する意識の高まりによる環境問題への対応や、不適切な表示や食品衛生上の問題が危惧される食品の流通等の発生によるコンプライアンス（法令遵守）の徹底・企業倫理の確立が求められている。 また、東日本大震災の経験を踏まえ卸売市場等の社会インフラに対して、災害時等の緊急事態における対応力の強化が求められている。</p> <p>第4 県内地方卸売市場の現状・課題 1 卸売業者の経営状況 卸売市場経由率は花きを除き減少傾向であり、卸売市場の取扱高は、食肉を除き減</p>	<p>第1 目標年度 目標年度は平成27年度とする。 この計画の基準年度は平成20年度とし、計画期間は平成23年度から平成27年度までの5か年とする。</p> <p>第2 卸売市場を巡る現状、課題及び対応方針 1 卸売市場を巡る現状、課題 卸売市場はこれまで流通圏内における地域経済と密接に結びつきながら、生鮮食料品等の安定供給を通して地域の経済、社会の発展と県民生活の安定に寄与してきた。 こうした中で、卸売市場をめぐる、少子高齢化等による社会構造の変化、農水産物の生産構造の脆弱化、食料消費・小売形態の変化や消費者ニーズの多様化、食の安全や環境問題をはじめとする社会的要請の高まり等、環境の変化は著しく、次のような課題が生じている。 生産・出荷の大型化の進展に伴い、中央卸売市場とその他の卸売市場の格差が拡大していることに加え、中央卸売市場においても、取扱規模が二極化していること。 食品の多様化や流通の広域化の進展を背景として、品質に対する関心が高まっており、コールドチェーンシステム（流通過程で低温を保つ物流方式）の構築など鮮度保持技術の進歩に見合った卸売市場施設の整備とともに、市場における品質管理の徹底が要請されていること。 大規模小売業者、外食産業事業者等から、大量安定取引に加えて、加工処理機能、貯蔵・保管機能及び輸送・搬送機能の強化が求められていること。 世帯構成やライフスタイルの変化により、需要の小口化・食の簡便化が進展している。また、食味や健康に対する志向の高まりなど消費者ニーズが更に多様化していること。 情報通信技術（以下「IT」という。）の進展が、生鮮食料品等の流通や消費動向に影響を与えていること。 食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応が求められていること。 生鮮食料品等の市場経由率は総体的に減少傾向にあり、生産者による直売方式や、大規模小売業者等による直接買付等の市場を経由しない取引が、今後も増加すると予想されること。 今後は、これらの課題に積極的に取り組み、生鮮食料品等の円滑な供給と県民生活の安定に寄与する必要がある。</p>

少傾向であるものの、青果、水産の6割程度が卸売市場を經由しており、生鮮食料品等の流通の中核を担っている。

しかし、卸売業者の3割は経常損失を計上しており、経営は厳しい状況となっている。

2 市場での取引状況

卸売市場における取引に占める相対取引の割合が引き続き増加している中で、せり及び入札による取引と相対取引等の割合、取扱数量や卸売価格の決定方法などの取引情報を公開している市場は24市場と半数以下にとどまっており、公正な取引を確保するためにも、さらなる情報公開が必須である。

3 生産者等との連携強化の取組状況

地域特産品等を活かした新たな加工品の開発への取組支援やその産地育成などにつながるような生産者との連携強化による消費者、実需者ニーズに対応した商品開発、商品提案の取組が進んでいない。

また、安定した品揃えができていない。

4 消費者等のニーズに対応した取組状況

加工処理施設の設置を行っている市場は13市場であり、集荷・配送施設の整備等の需要の小口化、食の簡便化など消費者、実需者のニーズに対応した取組を更に進めていく必要がある。

また、低温（定温）卸売場を設置している卸売市場や品質管理に関する責任者を設置している卸売市場、品質管理の高度化に向けた規範の策定等を行っている卸売市場は半数以下であり、食の安全・安心への要求に対応した取組を更に進めていく必要がある。

5 卸売市場に対する社会的要請への対応状況

事業継続計画（BCP）を策定している卸売市場が4市場、周辺自治体等との間で災害時等における連携協定の締結を行っている卸売市場が6市場であるなど、災害時等の緊急事態への対応強化が進んでいない。

また、生ゴミの再資源化に取り組んでいる卸売市場は7市場であるほか、一部の市場では太陽光発電施設の導入やLED照明への切替事例があるものの、環境負荷の低減への対応に関する取組が不十分である。

第5 課題への対応方針

卸売市場を取り巻く環境が大きく変化する中で、卸売市場の現状・課題に的確に対応し、卸売市場が生鮮食料品等の流通の中核としての役割、機能を発揮していくため、以下の取組を推進する。

1 地方卸売市場の経営の安定化

(1) 経営戦略の確立

各卸売市場において、市場関係者が一体となり、当該卸売市場が置かれている状況について客観的な評価を行った上で、それぞれの卸売市場のあり方・位置付け・役割、機能強化等の方向、将来の需要・供給予測を踏まえた市場施設の整備の考え方、コスト管理も含めた市場運営の方針等を明確にした経営展望の策定等により、卸売市場としての経営戦略を確立する。

なお、経営展望の策定に当たっては、各卸売市場の立地条件や強み・弱み等を踏まえ、目指すべき卸売市場としてのビジネスモデルの方向等を基本戦略として定めるとともに、各市場関係者それぞれが今後具体的に取り組むべき内容を行動計画として定め、明確にするものとする。

(2) 卸売市場間での役割分担と連携強化

生鮮食料品等の効率的、安定的な流通を確保する観点から、県が定める配置方針に基づき、引き続き整備・統合等による卸売市場の適正な配置を推進するとともに、立地条件、加工・調製などの付加機能の現状、集荷・分荷能力を踏まえた市場間連携による、集荷・販売力の強化の取組を推進する。

2 課題への対応方針

(1) 卸売市場の適正な配置の推進

生鮮食料品等の効率的、安定的な流通を確保する観点から、本県においても、国の卸売市場整備基本方針に基づいて整備計画を策定し、卸売市場の整備の推進を図っているところであるが、特に生産・出荷の大型化の進展と大規模小売業者等の大型需要への対応と、開設者、卸売業者や仲卸業者（以下「市場関係者」という。）の経営の改善・安定を図るため、地域道路網等の基盤整備を考慮しつつ、引き続き地方卸売市場の整備・統合を推進するものとする。

(3) 県の指導強化

県は、卸売業者指導監督についての指標、財務基準等を定め、適切な指導を行う。

2 地方卸売市場の機能強化

地方卸売市場が、地域の生鮮食料品等の流通において中核的な役割を果たしていくためには、多様化する消費者等のニーズに的確に対応することが不可欠であり、また、災害時等の緊急事態への対応強化など様々な社会的要請に積極的かつ適切に対応することが必要であるため、その機能の強化を図る以下の取組を推進する。

(1) より適切な価格形成

取引情報の積極的な公開を推進し、公正かつ効率的な取引の確保を図る。

(2) 生産者等との連携強化の取組への対応

生産者や実需者との連携強化に向けた情報の的確な受発信の取組を強化するとともに、その多様な情報を活用した企画開発力の強化や生産者の育成に関する取組を推進する。

また、立地条件等を踏まえ卸売市場の活性化に資する場合は、関係機関と連携を図りながら、生産者が行う6次産業化や農商工連携の取組への積極的な参画、国内産の農林水産物の輸出に係る拠点としての積極的な機能発揮の取組を推進する。

(3) 卸売市場の役割、機能に対する理解の醸成

消費者等との交流や学校給食と連携した地産地消活動、食育・花育活動を推進し、生鮮食料品等の流通に果たす卸売市場の重要な役割・機能に対する理解を醸成する。

(4) 消費者等の多様化するニーズへの対応

需要の小口化、食の簡便化等に対応する加工処理施設や配送施設の整備など、消費者等の多様化するニーズに対応する取組を推進する。

また、低温（定温）卸売場の整備等によるコールドチェーンの確立など食の安全・安心への要求の高まりに対応する取組を推進するとともに、品質管理の高度化に関する規範の策定や品質管理に関する責任者の設置、HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の考え方を採り入れた品質管理や市場向けMPS（花き市場における鮮度・品質管理、トレーサビリティ等への取り組みを評価する認証システム）等の外部監査を伴う品質管理認証の取得等を段階的に導入するなどし、品質管理体制が徹底された物流システムを構築する取組を推進する。

(5) 卸売市場に対する社会的要請への対応

東日本大震災の経験を踏まえた災害時等の緊急事態への対応強化や環境問題への対応などの社会的要請へ適切に対応するため、事業継続計画（BCP）の策定や災害時における地元自治体等関係機関との協定の締結などにより、災害時等の緊急事態に際しても業務を確実に継続できるような取組を推進する。

また、太陽光発電施設や省電力設備の導入、生ゴミの再資源化などの環境負荷の低減に資する取組を推進する。

第6 卸売市場の適正な配置の方針

1 生鮮食料品等の流通事情

(1) 需要の現状と見通し

需要の要因となる本県人口は、昭和35年の420万人が昭和45年には539万人と大幅に増加し、その後、増加の伸びは緩やかになったものの、平成25年には743万人まで増加している。

直近の動向を踏まえると、平成32年頃をピークに人口減少に転じると見込まれる。県内人口及び1人1年当たり需要量の伸びによって、生鮮食料品等の需要増加が見込まれる。

ア 野菜（いも類を含む。以下同じ。）

平成25年の年間1人当たり需要量は、農林水産省の資料により試算すると

(2) 地方卸売市場の機能強化

地方卸売市場は、生産と消費を結ぶ重要な機能を果たしており、次の点に留意しながら地域の特性と課題を踏まえ関係者が連携をとりつつ、その機能の強化を図ることが必要である。

ア 地域に密着した生鮮食料品等流通への支援

循環型社会への対応や、生鮮食料品等に対する新鮮・安全志向といった消費者ニーズに応えるため、地産地消など、生産者、実需者や消費者との交流や連携を通じた、地域での生鮮食料品等流通円滑化への取組を推進する。

イ 公正かつ効率的な取引の実施

出荷の大型化や取引の安定化の要望に応えるため、売買取引については、多様なニーズに機動的に対応し得る合理的な取引方法を設定し、適切な価格形成を図るとともに、相対取引が増加している中、小売業者等の利便性に配慮し、透明性の高い取引情報の提供に努めること。

ウ 場内物流施設の充実並びに物品の品質管理高度化の推進

鮮度、品質に対する消費者の関心の高まりや生産者及び実需者の多様なニーズに応えるため、コールドチェーンシステムの構築を推進し、物品管理の適正化と食品衛生の確保に必要な、低温卸売場や荷さばき場、保管・加工処理・配送施設等の整備を促進するとともに、施設や業務段階に応じた物品管理体制の強化を推進する。

エ 情報化の推進

市場関係者の経営の合理化に資するため、情報のシステム化を図ることにより、産地や消費地への情報提供機能を高めるとともに、こうした情報の分析を通じ、需要に応じた、より高度な情報の発信やシステムの構築を推進する。

オ 集荷・販売力の強化

卸売市場の持つ安定供給等の機能を強化するため、集荷・販売活動における市場間の連携を推進するとともに、消費者ニーズに応える商品づくりのため、情報発信機能の強化等の取組を推進する。

カ 市場運営体制の整備

地域性や個々の卸売市場の課題等を踏まえ、卸売市場全体の経営戦略を確立し、市場関係者等が一体となった市場運営の取組を推進する。

キ 水産物産地市場の機能強化

水揚量及び魚種構成の変化、用途別・品位別振り分けの必要性、関係事業者の経営の改善・安定化に配慮するとともに、輸送条件の変化、漁港の整備計画等を考慮し、長期的展望に即して統合等を図ることにより市場機能の強化を推進する。

第3 卸売市場の適正な配置の方針

1 生鮮食料品等の流通事情

(1) 需要の現状と見通し

需要の要因となる本県人口は、昭和30年代後半から大幅に増加し、昭和35年の420万人が昭和45年には539万人となり、その後、増加幅は縮小したものの、昭和53年には611万人、昭和63年には660万人、平成10年には698万人、平成20年には740万人となったが、今後の見通しでは、最近の人口動向等から平成27年の745万人をピークに人口減少に転じると見込まれる。

生鮮食料品等の需要の見通しは、人口及び年間1人当たりの需要量の伸びによって増加が見込まれる。

ア 野菜（いも類を含む。以下同じ。）

平成20年の年間1人当たり需要量は、農林水産省の資料により試算すると101.9

第10次整備計画（案）

103.8キログラムで、県内野菜需要量は776千トンとなっている。

平成32年の年間1人当たり需要量を106キログラムと推定すると、県内需要量は798千トンとなり、平成25年に対して3パーセントの増加が見込まれる。

イ 果実（果実的野菜を含む。以下同じ。）

平成25年の年間1人当たり需要量は49.4キログラムで、県内果実需要量は369千トンとなっている。

平成32年の年間1人当たり需要量を52キログラムと推定すると、県内需要量は392千トンとなり、平成25年に対して6パーセントの増加が見込まれる。

ウ 水産物（海藻を含む。以下同じ。）

平成25年の年間1人当たり需要量は47.2キログラムで、県内水産物需要量は353千トンとなっている。

平成32年の年間1人当たり需要量を50キログラムと推定すると、県内需要量は377千トンとなり、平成25年に対して7パーセントの増加が見込まれる。

エ 食肉（牛肉、豚肉。以下同じ。）

平成25年の年間1人当たり需要量は28.3キログラムで、県内食肉需要量は211千トンとなっている。

平成32年の年間1人当たり需要量を28キログラムと推定すると、県内需要量は211千トンとなり、平成25年並となることが見込まれる。

オ 花き

平成25年の年間1人当たり需要量は切花50.4本、鉢物7.5鉢で、県内花き需要量は切花377百万本、鉢物56百万鉢である。

平成32年の年間1人当たり需要量を切花59本、鉢物10鉢と推定すると県内需要量は切花444百万本、鉢物75百万鉢で、平成25年に対して切花18パーセント、鉢物34パーセントの増加が見込まれる。

(2) 供給の現状と見通し

ア 野菜

県内の野菜生産は、キャベツ、トマト、ブロッコリー、なす、ふきを主体にして、平成25年の生産量は530千トン、出荷量は475千トンとなっている。このうち県内仕向量は124千トンで、出荷量の26パーセントに相当し、需要量に対して16パーセントとなっている。県外仕向量は351千トンで、キャベツ、はくさい、トマト、にんじん、たまねぎを主体に京浜、京阪神、北陸等に出荷されている。

今後は、野菜指定産地等の維持・強化、施設野菜の高度化による生産力強化、野菜の魅力高める取組の推進等による生産力の強化により、平成32年における生産量は573千トン、出荷量は513千トンが見込まれ、平成25年に対して出荷量で8パーセントの増加となる。このうち、県内仕向量は101千トン、県外仕向量は411千トンが見込まれる。

イ 果実

県内の果実生産は、いちご、みかん、ぶどう、メロン類、かき、いちじくが主体で、平成25年の生産量は90千トン、出荷量は79千トンとなっている。このうち県内仕向量は32千トンで、出荷量の40パーセントに相当し、需要量の9パーセントとなっている。県外仕向量は48千トンでいちご、いちじく、メロン類を主体に京浜、京阪神、北陸等に出荷されている。

今後は、栽培面積は減少するものの、新技術等の開発と普及・開発等により、平成32年の生産量は93千トン、出荷量は82千トンが見込まれ、平成25年に対して出荷量で3パーセントの増加が見込まれる。このうち県内仕向量は22千トン、県外仕向量は59千トンが見込まれる。

ウ 水産物

平成25年の県内水産物の出荷量は101千トン、このうち県内仕向量は96千トンで、出荷量の95パーセントに相当し、需要量の27パーセントとなっている。県外仕向量は5千トンである。

第9次計画

キログラムで、県内野菜需要量は758千トンとなっている。

平成27年の年間1人当たり需要量を102キログラムと推定すると、県内需要量は764千トンとなり、平成20年に対して1パーセントの増加が見込まれる。

イ 果実（果実的野菜を含む。以下同じ。）

平成20年の年間1人当たり需要量は53.2キログラムで、県内果実需要量は396千トンとなっている。

平成27年の年間1人当たり需要量を55キログラムと推定すると、県内需要量は412千トンとなり、平成20年に対して4パーセントの増加が見込まれる。

ウ 水産物（海藻を含む。以下同じ。）

平成20年の年間1人当たり需要量は54.5キログラムで、県内水産物需要量は405千トンとなっている。

平成27年の年間1人当たり需要量を57キログラムと推定すると、県内需要量は427千トンとなり、平成20年に対して5パーセントの増加が見込まれる。

エ 食肉（牛肉、豚肉。以下同じ。）

平成20年の年間1人当たり需要量は27.6キログラムで、県内食肉需要量は205千トンとなっている。

平成27年の年間1人当たり需要量を28キログラムと推定すると、県内需要量は210千トンとなり、平成20年に対して2パーセントの増加が見込まれる。

オ 花き

平成20年の年間1人当たり需要量は切花49.9本、鉢物8.3鉢で、県内花き需要量は切花371百万本、鉢物62百万鉢である。

平成27年の年間1人当たり需要量は切花49本、鉢物7鉢と推定すると県内需要量は切花367百万本、鉢物52百万鉢で、平成20年に対して切花1パーセント、鉢物15パーセントの減少が見込まれる。

(2) 供給の現状と見通し

ア 野菜

県内の野菜生産は、立地に恵まれ、秋冬野菜（キャベツ、はくさい、トマト）を主体にして、平成20年の生産量は560千トン、出荷量は495千トンとなっている。このうち県内仕向量は155千トンで、出荷量の31パーセントに相当し、需要量に対して20パーセントとなっている。県外仕向量は340千トンで、キャベツ、はくさい、トマト、にんじん、たまねぎを主体に京浜、京阪神、北陸等に出荷されている。

今後の生産は、新技術の導入や作付体系の見直し等による収量の増加により、平成27年における生産量は591千トン、出荷量は534千トンが見込まれ、平成20年に対して出荷量で8パーセントの増加となる。このうち、県内仕向量は182千トン、県外仕向量は352千トンが見込まれる。

イ 果実

県内の果実生産は、いちご、みかん、いちじく、ぶどう、メロン類が主体で、平成20年の生産量は103千トン、出荷量は91千トンとなっている。このうち県内仕向量は46千トンで、出荷量の51パーセントに相当し、需要量の12パーセントとなっている。県外仕向量は45千トンでいちご、いちじく、メロン類を主体に京浜、京阪神、北陸等に出荷されている。

今後の生産は、栽培面積は減少するものの、栽培技術等の改善による収量の増加により、平成27年の生産量は100千トン、出荷量は88千トンが見込まれ、平成20年とほぼ同等の出荷量が見込まれる。このうち県内仕向量は41千トン、県外仕向量は47千トンが見込まれる。

ウ 水産物

平成20年の県内水産物の出荷量は120千トン、このうち県内仕向量は82千トンで、出荷量の69パーセントに相当し、需要量の20パーセントとなっている。県外仕向量は38千トンである。

第10次整備計画（案）

今後は、平成32年の出荷量は100千トンで、平成25年並となることが見込まれる。このうち、県内仕向量は86千トン、県外仕向量は14千トンが見込まれる。

エ 食肉

平成25年の県内家畜飼養頭数は肉用牛46千頭、豚351千頭、出荷頭数は肉用牛20千頭、豚630千頭で、これを枝肉換算した出荷量は58千トンとなっている。このうち県内仕向量は49千トンで出荷量の85パーセントに相当し、需要量の23パーセントとなっている。県外仕向量は8千トンである。

今後の生産は、肉用牛、豚とも若干増加し、平成32年の県内家畜飼養頭数は肉用牛46千頭、豚350千頭、出荷頭数は肉用牛22千頭、豚632千頭が見込まれ、これを枝肉換算した出荷量は59千トンで平成25年とほぼ同量であると見込まれる。このうち県内仕向量は50千トン、県外仕向量は9千トンが見込まれる。

オ 花き

平成25年の出荷量は切花643百万本、鉢物60百万鉢となっている。このうち県内仕向量は切花110百万本、鉢物11百万鉢でそれぞれ出荷量の17パーセント、18パーセント、需要量の29パーセント、19パーセントに相当する。県外仕向量は切花533百万本、鉢物49百万鉢で京浜を始め全国に出荷されている。

今後の生産は、県や生産者、農業団体、流通関係者が連携して、消費者ニーズに応える生産と流通体制の確立や需要拡大等に取り組むことにより、平成32年の出荷量は切花879百万本、鉢物83百万鉢となり、平成25年に対して切花37パーセント、鉢物39パーセントの増加が見込まれる。このうち、県内仕向量は切花120百万本、鉢物12百万鉢、県外仕向量は切花760百万本、鉢物71百万鉢と見込まれる。

植木については主産地が本県を含む数県に集中し、その流通は県域を越えた全国規模である。平成25年の植木の県内生産量は32百万本、出荷量は16百万本となっている。

今後の生産は、公共・民間施設の整備等でグランドカバー類は需要の増加が若干見込まれるが、緑化木等の需要が年々減少しており、平成32年には生産量30百万本、出荷量は14百万本が見込まれる。

(3) 卸売市場流通及び市場を経由しない流通の現状と見通し

ア 青果物

現状における青果物取扱卸売市場は、名古屋市中央卸売市場2市場、地方卸売市場24市場（うち4市場は水産物を併せ取り扱う総合市場）、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条で定める規模未満の卸売市場（以下「規模未満市場」という。）1市場の計27市場である。

(ア) 野菜

平成25年の卸売市場の取扱量は544千トンであるが、この中には県外へ搬出されたもの又は県内卸売市場へ転送されたもの（以下「転送量等」という。）があるので、これらを差し引いた442千トンが卸売市場を経由して県内で消費された量（以下「市場供給量」という。）となり、需要量の57パーセントに相当する。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は398千トンで、転送量等を差し引いた市場供給量は296千トンとなり、需要量の38パーセントに相当する。地方卸売市場の取扱量は146千トンで転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の19パーセントに相当する。

なお、卸売市場を経由せずに消費されていると見込まれる量（以下「市場外

第9次計画

今後の生産は、平成27年の出荷量は101千トンで、平成20年に対してやや減少と見込まれる。このうち、県内仕向量は74千トン、県外仕向量は27千トンが見込まれる。

エ 食肉

平成20年の県内家畜飼養頭数は肉用牛59千頭、豚378千頭、出荷頭数は肉用牛38千頭、豚645千頭で、これを枝肉換算した出荷量は67千トンとなっている。このうち県内仕向量は44千トンで出荷量の66パーセントに相当し、需要量の22パーセントとなっている。県外仕向量は22千トンである。

今後の生産は、都市化の進展等により若干減少し、平成27年の県内家畜飼養頭数は肉用牛57千頭、豚373千頭、出荷頭数は肉用牛37千頭、豚635千頭が見込まれ、これを枝肉換算した出荷量は65千トンで平成20年に対して2パーセントの減少が見込まれる。このうち県内仕向量は43千トン、県外仕向量は22千トンが見込まれる。

オ 花き

県内の花き生産は、きくを始めばら、洋らん、観葉植物等の生産量が全国第1位であることにもみられるように、恵まれた自然条件と立地条件及び高い技術水準により順調に増加してきたが、近年の景気低迷の影響により出荷量は減少傾向となっており、平成20年の出荷量は切花731百万本、鉢物138百万鉢となっている。

このうち県内仕向量は切花129百万本、鉢物19百万鉢でそれぞれ出荷量の18パーセント、14パーセント、需要量の35パーセント、32パーセントに相当する。県外仕向量は切花602百万本、鉢物118百万鉢で京浜を始め全国に出荷されている。

輸入花きの増加、景気低迷による需要の落ち込み、冠婚葬祭の簡素化など、国産花きの消費傾向に変化がみられるが、今後の生産は、県や生産者、農業団体、流通関係者が連携して、消費者ニーズに応える生産と流通体制の確立や需要拡大等に取り組むことにより、平成27年の出荷量は切花890百万本、鉢物150百万鉢となり、平成20年に対して切花22パーセント、鉢物9パーセントの増加が見込まれる。このうち、県内仕向量は切花170百万本、鉢物22百万鉢、県外仕向量は切花720百万本、鉢物128百万鉢と見込まれる。

植木については主産地が本県を含む数県に集中し、その流通は県域を越えた全国規模である。平成20年の植木の県内生産量は33百万本、出荷量は18百万本となっている。

今後の生産は、公共施設の整備等でグランドカバー類は需要の増加が見込まれるが、緑化木等の需要が年々減少しており、平成27年には生産量32百万本、出荷量は18百万本が見込まれる。

(3) 卸売市場流通及び市場を経由しない流通の現状と見通し

ア 青果物

現状における青果物取扱卸売市場は、名古屋市中央卸売市場2市場、地方卸売市場26市場（うち4市場は水産物を併せ取り扱う総合市場）、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条で定める規模未満の卸売市場（以下「規模未満市場」という。）1市場の計29市場である。

(ア) 野菜

平成20年の卸売市場の取扱量は629千トンであるが、この中には県外へ搬出されたもの又は県内卸売市場へ転送されたもの（以下「転送量等」という。）があるので、これらを差し引いた522千トンが卸売市場を経由して県内で消費された量（以下「市場供給量」という。）となり、需要量の68パーセントに相当する。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は436千トンで、転送量等を差し引いた市場供給量は328千トンとなり、需要量の43パーセントに相当する。地方卸売市場の取扱量は193千トンで転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の25パーセントに相当する。

なお、卸売市場を経由せずに消費されていると見込まれる量（以下「市場外

第10次整備計画（案）

流通量等」という。)は334千トンで、需要量の43パーセントに相当するが、これは産地における直売、農家の自家消費、加工向け出荷、産地直送である。平成32年の卸売市場の取扱量は511千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の49パーセントに当たる391千トンとなり、市場供給率は平成25年に対して8ポイントの減少が見込まれる。卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は406千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の36パーセントに当たる286千トンとなり、市場供給率は平成25年に対して2ポイントの減少が見込まれる。地方卸売市場の取扱量は105千トンが見込まれ、平成25年に対して28パーセント減少し、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量に対する市場供給率は13パーセントで、平成25年に対して6ポイントの減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は407千トンで、需要量の51パーセントが見込まれる。

(1) 果実

平成25年の卸売市場の取扱量は179千トンであるが、転送量等を差し引いた市場供給量は147千トンとなり、需要量の40パーセントとなっている。卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は121千トンで転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の24パーセントに当たる89千トンとなっている。地方卸売市場の取扱量は58千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の16パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は222千トンで、需要量の60パーセントに相当するが、これは産地における直売、農家の自家消費、加工向け出荷、産地直送である。平成32年の卸売市場の取扱量は155千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の30パーセントに当たる120千トンとなり、市場供給率は平成25年に対して10ポイントの減少が見込まれる。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は118千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の21パーセントに当たる83千トンで、平成25年に対して3ポイントの減少が見込まれる。地方卸売市場の取扱量は37千トンが見込まれ、平成25年に対して36パーセント減少し、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量に対する市場供給率は、9パーセントで、平成25年に対して7ポイントの減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は272千トンで、これは需要量の70パーセントが見込まれる。

イ 水産物

現状における水産物取扱市場は、名古屋市中央卸売市場2市場、地方卸売市場19市場（産地市場13市場、消費地市場2市場、青果物と水産物を取り扱う市場4市場）、規模未満市場4市場（産地市場）の計25市場である。平成25年の卸売市場取扱量は223千トンであるが、転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の51パーセントに当たる179千トンとなっている。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量が150千トンで、転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の31パーセントに当たる109千トンとなっている。地方卸売市場の取扱量のうち、消費地市場の取扱量は16千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の4パーセントに相当する。また、産地市場の取扱量は57千トンであり、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の15パーセントに当たる54千トンとなっている。

したがって、地方卸売市場の供給量は70千トンとなり、需要量の20パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は174千トンで需要量の49パーセントに相当するが、これは、規模未満市場の供給、産地における直売、加工向け出荷、自家消費である。

平成32年の卸売市場取扱量は201千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引い

第9次計画

流通量等」という。)は237千トンで、需要量の32パーセントに相当するが、これは産地における直売、農家の自家消費、加工向け出荷、産地直送である。平成27年の卸売市場の取扱量は587千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の63パーセントに当たる484千トンとなり、市場供給率は平成20年に対して5ポイントの減少が見込まれる。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は424千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の42パーセントに当たる321千トンとなり、市場供給率は平成20年に対して1ポイントの減少が見込まれる。地方卸売市場の取扱量は163千トンが見込まれ、平成20年に対して16パーセント減少し、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量に対する市場供給率は21パーセントで、平成20年に対して4ポイントの減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は279千トンで、需要量の37パーセントが見込まれる。

(1) 果実

平成20年の卸売市場の取扱量は234千トンであるが、転送量等を差し引いた市場供給量は190千トンとなり、需要量の48パーセントとなっている。卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は149千トンで転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の27パーセントに当たる105千トンとなっている。地方卸売市場の取扱量は85千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の21パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は206千トンで、需要量の52パーセントに相当するが、これは産地における直売、農家の自家消費、加工向け出荷、産地直送である。平成27年の卸売市場の取扱量は181千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の36パーセントに当たる148千トンとなり、市場供給率は平成20年に対して12ポイントの減少が見込まれる。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は118千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の21パーセントに当たる85千トンで、平成20年に対して6ポイントの減少が見込まれる。地方卸売市場の取扱量は63千トンが見込まれ、平成20年に対して26パーセント減少し、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量に対する市場供給率は、15パーセントで、平成20年に対して6ポイントの減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は264千トンで、これは需要量の64パーセントが見込まれる。

イ 水産物

現状における水産物取扱市場は、名古屋市中央卸売市場2市場、地方卸売市場21市場（産地市場13市場、消費地市場4市場、青果物と水産物を取り扱う市場4市場）、規模未満市場5市場（産地市場4市場、消費地市場1市場）の計28市場である。平成20年の卸売市場取扱量は286千トンであるが、転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の52パーセントに当たる214千トンとなっている。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量が199千トンで、転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の36パーセントに当たる148千トンとなっている。地方卸売市場の取扱量のうち、消費地市場の取扱量は22千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の5パーセントに相当する。また、産地市場の取扱量は65千トンであり、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の11パーセントに当たる44千トンとなっている。

したがって、地方卸売市場の供給量は66千トンとなり、需要量の16パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は191千トンで需要量の48パーセントに相当するが、これは、規模未満市場の供給、産地における直売、加工向け出荷、自家消費である。

平成27年の卸売市場取扱量は258千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた

第10次整備計画（案）

た市場供給量は需要量の41パーセントに当たる153千トンとなり、市場供給率は平成25年に対して10ポイントの減少が見込まれる。
卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は130千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の27パーセントに当たる100千トンとなっている。地方卸売市場のうち、消費地市場の取扱量は10千トンが見込まれ、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の3パーセントになる見込みである。また、産地市場の取扱量は61千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の11パーセントに当たる42千トンとなる。したがって、地方卸売市場の供給量は53千トンで需要量の14パーセントとなり、平成25年に対して6ポイントの減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は224千トンで需要量の59パーセントが見込まれる。

ウ 食肉

現状における食肉取扱市場は、名古屋市中央卸売市場1市場、地方卸売市場2市場の計3市場である。

平成25年の卸売市場取扱量は43千トンであるが、転送量等を差し引いた市場供給量は42千トンで需要量の19パーセントに相当する。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は22千トンで、県外への供給量を差し引いた市場供給量は需要量の9パーセントに当たる20千トンとなっている。また、地方卸売市場の取扱量は22千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の10パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は170千トンであり、需要量の81パーセントとなっているが、これは食肉業者等がと畜場を直接利用する取扱や輸入牛肉の部分肉による市場外流通が多いためである。

平成32年の卸売市場取扱量は40千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の19パーセントに当たる38千トンとなっており、市場供給率は平成25年並が見込まれる。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は、20千トンで、県外への供給量を差し引いた市場供給量は需要量の9パーセントに当たる18千トンが見込まれる。また、地方卸売市場の取扱量は20千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の10パーセントになる見込みである。

なお、市場外流通量等は需要量の81パーセントに当たる173千トンとなっており、平成25年並となっている。

エ 花き

現状における花き取扱市場は、中央卸売市場はなく、地方卸売市場8市場、規模未満市場8市場の計16市場である。

そのうち、切花を主として取り扱う市場は、名古屋市に地方卸売市場4市場、規模未満市場5市場がある。また、豊明市に主として鉢物を取り扱う地方卸売市場1市場があり、これらが本県及び中部圏の花き流通の拠点的作用を果たしている。その他県内には切花を主として取り扱う地方卸売市場が3市場、切花を取り扱う規模未満市場が1市場と植木を取り扱う規模未満市場が2市場ある。

平成25年の卸売市場取扱量は切花250百万本、鉢物72百万鉢であり、転送量等を差し引いた市場供給量は切花182百万本、鉢物50百万鉢となり、それぞれ需要量の48パーセント、89パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は切花194百万本、鉢物6百万鉢で、それぞれ需要量の52パーセント、11パーセントに相当するが、これは規模未満市場や県外卸売市場における取扱、自家用等である。

平成32年の卸売市場取扱量は切花425百万本、鉢物67百万鉢が見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は切花310百万本、鉢物46百万鉢で、それぞれ需要量の70パーセント、62パーセントが見込まれる。

市場供給率は平成25年に対して、切花が22ポイントの増加、鉢物は27ポイント

第9次計画

市場供給量は需要量の47パーセントに当たる198千トンとなり、市場供給率は平成20年に対して5ポイントの減少が見込まれる。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は188千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の33パーセントに当たる139千トンとなっている。地方卸売市場のうち、消費地市場の取扱量は12千トンが見込まれ、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の3パーセントになる見込みである。また、産地市場の取扱量は58千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の11パーセントに当たる46千トンとなる。したがって、地方卸売市場の供給量は58千トンで需要量の14パーセントとなり、平成20年に対して2ポイントの減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は229千トンで需要量の53パーセントが見込まれる。

ウ 食肉

現状における食肉取扱市場は、名古屋市中央卸売市場1市場、地方卸売市場2市場の計3市場である。

平成20年の卸売市場取扱量は45千トンであるが、転送量等を差し引いた市場供給量は41千トンで需要量の20パーセントに相当する。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は24千トンで、転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の10パーセントに当たる21千トンとなっている。また、地方卸売市場の取扱量は20千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の10パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は164千トンであり、需要量の80パーセントとなっているが、これは食肉業者等がと畜場を直接利用する取扱や輸入牛肉の部分肉による市場外流通が多いためである。

平成27年の卸売市場取扱量は49千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の22パーセントに当たる45千トンとなっており、平成20年に対して2ポイントの増加が見込まれる。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は、26千トンで、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の11パーセントに当たる22千トンが見込まれる。また、地方卸売市場の取扱量は23千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の11パーセントになる見込みである。

なお、市場外流通量等は需要量の78パーセントに当たる165千トンとなっており、平成20年に対して2ポイントの減少が見込まれる。

エ 花き

現状における花き取扱市場は、中央卸売市場はなく、地方卸売市場8市場、規模未満市場9市場の計17市場である。

そのうち、切花を主として取り扱う市場は、名古屋市に地方卸売市場4市場、規模未満市場5市場がある。また、豊明市に主として鉢物を取り扱う地方卸売市場1市場があり、これらが本県及び中部圏の花き流通の拠点的作用を果たしている。その他県内には切花を主として取り扱う地方卸売市場が3市場、切花と鉢物を取り扱う規模未満市場がそれぞれ1市場と植木を取り扱う規模未満市場が2市場ある。

平成20年の卸売市場取扱量は切花306百万本、鉢物79百万鉢であり、転送量等を差し引いた市場供給量は切花208百万本、鉢物37百万鉢となり、それぞれ需要量の56パーセント、60パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は切花163百万本、鉢物24百万鉢で、それぞれ需要量の44パーセント、40パーセントに相当するが、これは規模未満市場や県外卸売市場における取扱、自家用等である。

平成27年の卸売市場取扱量は切花419百万本、鉢物65百万鉢が見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は切花285百万本、鉢物30百万鉢で、それぞれ需要量の78パーセント、58パーセントが見込まれる。切花の市場流通量拡大について

第10次整備計画（案）

の減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は切花134百万本、鉢物29百万鉢で、それぞれ需要量の30パーセント、38パーセントが見込まれる。

植木については、許可市場はなく、植木専門市場は、稲沢市の植木産地に規模未満市場があり、平成25年の取扱量は3百万本となっている。

2 品目別流通圏の設定

流通圏は品目別に、生鮮食料品等の流通事情に応じて設定するものとし、「あいちビジョン2020～日本一の元気を暮らしの豊かさに～」の趣旨に即し、

木曾川・矢作川・豊川の3つの河川を軸とした歴史、文化、生活、産業経済等の結びつき

交通ネットワークや情報通信の発達に伴う社会経済活動の広域化の進展状況

買受人の分布状況

第1次から第9次までの愛知県卸売市場整備計画の流通圏設定状況

等本県の流通を巡る状況から、青果物、水産物については、名古屋市を中心とする尾張地域、岡崎市、豊田市を中心とする西三河地域並びに豊橋市を中心とする東三河地域の3流通圏を設定した（第1表の1）。

食肉については、主産地形成の進展とコールドチェーン等輸送手段の発達に伴い、冷と体取引、部分肉取引の普及、道路網の整備により、商圏が県内全域に既に拡大しているため、全県を流通圏とした（第1表の2）。

花きについては、現在名古屋市を中心に流通しているが、主産地形成の進展、消費の多様化、輸送手段の発達、道路網の整備により、既に商圏が県内全域に拡大しているため、全県を流通圏とした（第1表の2）。

3 卸売市場配置計画（第2表）

卸売市場の配置については、「あいちビジョン2020～日本一の元気を暮らしの豊かさに～」における地域別の取組方向、地域の人口と需要量の動向、各卸売市場の取扱状況、買受人の分布状況を考慮した上で、生鮮食料品等の安定的かつ円滑な流通が確保されるように次の方針の下に配置するものとする。

県内を始め広く隣県までの需給調整機能及び主体的な価格形成機能を持つ中央卸売市場及びこれと同等の機能を持つ地方卸売市場を中核市場とする。

それぞれの流通圏内において、中核市場に準ずる規模で、地域の拠点的な役割を担う地方卸売市場を拠点市場とする。

地域の円滑な流通を確保するため、地域に必要な中核市場及び拠点市場の補完機能と地場流通機能を持つ地方卸売市場を地区市場とする。

生鮮水産物の流通については、産地価格の形成と消費地の卸売市場への再出荷の中継基地としての機能を必要とするため、主要漁港に産地市場を配置する。

なお、中核市場及び拠点市場のうち、他の卸売市場との統合、又は他の卸売市場と連携した集荷・販売活動等を行い、地域における集荷力の強化を図る上での拠点となるなど、地域内の生鮮食料品等流通において重要な役割を担う地方卸売市場については、併せて地域拠点市場として位置付けることとする。

また、中核市場及び拠点市場においては経営展望を策定し、それに即して市場機能の強化に取り組みものとする。

(1) 青果物

青果物取扱市場については、名古屋市中央卸売市場が中核市場として位置付けられるので、尾張流通圏には名古屋市を囲み衛星的に5市場を、西三河流通圏には3市場を、また、東三河流通圏には1つの拠点市場を配置し、地域拠点市場として位

第9次計画

は、平成22年3月に開設された愛知名港花き地方卸売市場の取扱量の増加を見込んでいるためである。

市場供給率は平成20年に対し、切花が22ポイントの増加、鉢物は2ポイントの減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は切花82百万本、鉢物22百万鉢で、それぞれ需要量の22パーセント、42パーセントが見込まれる。

植木については、許可市場はなく、植木専門市場は、稲沢市の植木産地に規模未満市場があり、平成20年の取扱量は3百万本となっている。

2 品目別流通圏の設定

流通圏の設定にあたっては、「政策指針2010-2015～安心、希望、そして風格ある愛知へ～」の趣旨に即し、

自然的、経済的及び社会的諸条件並びにこれらの将来における見通し

経済圏の広域化に伴う広域流通の進展状況

流通事情

買受人の分布状況

第二次から第八次までの愛知県卸売市場整備計画の流通圏設定状況

等から、青果物、水産物については、名古屋市を中心とする尾張地域、岡崎市、豊田市を中心とする西三河地域並びに豊橋市を中心とする東三河地域の3流通圏を設定した（第1表の1）。なお、名古屋中央卸売市場については、大型産地からの荷を大量に受け、県域を越えた中小規模の卸売市場と連携した流通を行う、中央拠点市場としての役割も担っている。

食肉については、主産地形成の進展とコールドチェーン等輸送手段の発達に伴い、冷と体取引、部分肉取引の普及、道路網の整備により、商圏が県内全域に既に拡大しているため、全県を流通圏とした（第1表の2）。

花きについては、現在名古屋市を中心に流通しているが、主産地形成の進展、消費の多様化、輸送手段の発達、道路網の整備により、既に商圏が県内全域に拡大しているため、全県を流通圏とした（第1表の2）。

3 卸売市場配置計画（第2表）

卸売市場の配置については、広域行政圏に基づく地域的なまとまり、地域の人口と需要量の動向、各卸売市場の取扱状況、買受人の分布状況を考慮した上で、生鮮食料品等の安定的かつ円滑な流通が確保されるように次の方針の下に配置するものとする。

県内を始め広く隣県までの需給調整機能及び主体的な価格形成機能を持つ中央卸売市場及びこれと同等の機能を持つ地方卸売市場を中核市場とする。

それぞれの流通圏内には、中核市場に準ずる規模で、地域の拠点的な役割を担う地方卸売市場を拠点市場とする。

地域の円滑な流通を確保するため、必要な地域に中核市場及び拠点市場の補完機能と地場流通機能を持つ地方卸売市場を地区市場とする。

生鮮水産物の流通については、産地価格の形成と消費地の卸売市場への再出荷の中継基地としての機能を必要とするため、主要漁港に産地市場を配置する。

なお、中核市場及び拠点市場のうち、他の地方卸売市場との統合、又は他の卸売市場との連携した集荷・販売活動を行う等、地域における集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場については、併せて地域拠点市場として配置することとする。

ア 青果物

青果物取扱市場については、名古屋市中央卸売市場が中核市場（中央拠点市場）として設置されているので、尾張流通圏には名古屋市を囲み衛星的に5市場を、西三河流通圏には3市場を、また、東三河流通圏には1つの拠点市場を配置する。

第10次整備計画（案）

置付ける場合は、平成32年度には年間取扱量が原則として、15千トン以上となるものとする。

また、地区市場は、商業勢力の調整、買受人の分布状況、市場をとりまく産地動向からして中核・拠点市場との関連において円滑な流通を確保するために必要な地域に配置する。

なお、名古屋市中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場については、国の卸売市場整備基本方針に準拠し、その市場の立地条件、中央卸売市場との機能分担等から地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するために必要な場合に地区市場として配置する。

(2) 水産物

水産物取扱市場についても、名古屋市中央卸売市場が中核市場として位置付けられるので、尾張流通圏に3市場、西三河流通圏に3市場を青果と合わせた形で拠点市場を配置する。東三河流通圏にあつては、既存の1市場を拠点市場として配置する。

また、地区市場の配置については、地域の実情により当面存置する。

なお、産地市場については、水産資源の消長、漁業形態の諸要素及び漁港整備計画等とも有機的な関連をもたせ、水産物の安定的かつ効率的な集出荷を図りうる主要漁港に配置し、平成32年の年間取扱量が原則として5千トン以上及び職員一人当たりの取扱金額が300百万円以上になるよう推進する。

(3) 食肉

食肉取扱市場については、県内の東西2か所に中核市場を、また、豊田市に地区市場を配置する。

(4) 花き

花き取扱市場については、名古屋地域（名古屋市とその周辺地域を含む地域）に、中核市場を2市場配置し、これを地域拠点市場として位置付け、平成32年度には年間取扱量が原則として、20百万本相当以上となるものとする。

岡崎市、西尾市及び豊橋市の花き卸売市場については、拠点市場（総合市場）として配置する。

植木取扱市場については、稲沢市内の2市場の統合又は集結を進め、地区市場として配置する。

第7 卸売市場が機能を発揮し、役割を達成するために必要な事項

以上のほか、卸売市場の整備、運営等については、以下の点に留意して行うものとする。

1 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類の、規模、配置及び構造に関する指標

(1) 立地に関する事項

立地については、大規模小売業者、外食産業事業者等の広域チェーン展開等による生鮮食料品流通の広域化、大都市圏等の交通混雑等を勘案し、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう十分な見通しを踏まえて行うものとし、特に、次の事項について留意するものとする。

- ア 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。
- イ 道路等生鮮食料品等流通に関連する公共インフラの整備計画との整合性が確保され、災害時等も考慮して交通事情が良好な場所であること。
- ウ 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- エ 生鮮食料品等の衛生上適切な環境にある地域であること。

(2) 施設の種類のに関する事項

施設の種類のは、次に示すとおりとし、商品・小売の形態や取引方法の変化・多様化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の

第9次計画

また、地区市場は、商業勢力の調整、買受人の分布状況、市場をとりまく産地動向からして中核・拠点市場との関連において円滑な流通を確保するために必要な地域に配置する。その場合、平成27年には年間取扱量が原則として、10千トン以上になるよう推進する。

なお、名古屋市中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場については、国の卸売市場整備基本方針に準拠して検討するものとするが、その市場の立地条件、中央卸売市場との機能分担から必要な場合に地区市場として配置する。

1 水産物

水産物取扱市場についても、名古屋市中央卸売市場が中核市場（本場は中央拠点市場）として設置されているので、尾張流通圏に3市場、西三河流通圏に3市場を青果と合わせた形で拠点市場を配置する。東三河流通圏にあつては、既存の1市場を拠点市場として配置する。

また、地区市場の配置については、地域の実情により当面存置するが、平成27年の年間取扱量が原則として5千トン以上になるよう推進する。

なお、産地市場については、水産資源の消長、漁業形態の諸要素及び漁港整備計画等とも有機的な関連をもたせ、水産物の安定的かつ効率的な集出荷を図りうる主要漁港に配置し、平成27年の年間取扱量が原則として5千トン以上及び職員一人当たりの取扱金額が300百万円以上になるよう推進する。

2 食肉

食肉取扱市場については、県内の東西2か所に中核市場を、また、豊田市に地区市場を配置する。

3 花き

花き取扱市場については、名古屋地域（名古屋市とその周辺地域を含む地域）に、中核市場を2市場配置する。

岡崎市、西尾市及び豊橋市の花き卸売市場については、総合市場の拠点市場として配置する。

また、花き市場の整備に当たっては、平成27年の年間取扱量が原則として10百万本相当以上になるように推進する。

植木取扱市場については、稲沢市内の2市場の統合又は集結を進め、地区市場として配置する。

第4 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類の、規模、配置及び構造に関する指標

1 立地に関する事項

立地に当たっては、原則として、次の要件を満たすよう努めるものとする。

- 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。
- 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること。
- 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- 生鮮食料品等の衛生上適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類のに関する事項

施設の種類のは、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全・安心に対する要請の高まり、環境に対する社会的関心の増大等に対応して必要となる施設を、計画的に整備するとともに、整備された施

第10次整備計画（案）

効率的な利用、維持管理の適正化を図る。

- 売場施設
- 駐車施設
- 貯蔵・保管施設
- 輸送・搬送施設
- 衛生施設
- 情報・事務処理施設
- 管理施設
- 加工処理施設
- 福利厚生施設
- 関連事業施設

以上の施設に附帯する施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに、海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備するものとする。

(3) 施設の規模に関する事項

別記に基づいて算定される施設規模を確保するものとする。

(4) 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者及び実需者のニーズや社会的要請に的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食品等の品質管理の向上や加工処理等の機能の強化、さらには環境問題へのより積極的な取組や災害時等の緊急事態への対応機能の強化及び市場流通コストの削減に向けて、特に次の事項に留意するものとする。

ア 卸売市場施設については、その導入に当たっての費用対効果や市場運営に及ぼす影響、共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係業者間の調整、それら業者の経営への影響等を考慮しつつ、当該卸売市場の経営戦略に即した計画的な整備・配置を推進すること。

イ コールドチェーンの確立を含めた卸売市場における品質管理に対する生産者及び実需者のニーズに対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温（定温）管理・多温度帯管理施設や衛生施設等の品質管理の高度化に資する施設の整備・配置を計画的に推進すること。

その際、HACCPの考え方を採り入れた品質管理や、MPS等の外部監査を伴う品質管理認証の取得に取り組む卸売市場にあっては、必要となる施設の早急な整備・配置に努めること。

なお、施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの確立を含めた取扱物品の品質管理を徹底する観点から、適切な温度管理の徹底に十分配慮すること。

ウ よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、提供する多様なサービスに応じた加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進すること。また、施設の配置に当たっては、関連ノウハウを有する加工業者等の市場外業者との連携も考慮すること。あわせて、消費者ニーズに応える商品供給のため、情報受発信機能の強化や、市場関係業者が一体となって行うリテールサポート（小売支援活動）等の取組に配慮した施設の運営に努めること。

エ 太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、省電力設備の導入のほか、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに資する施設や塵埃及び汚水の処理施設の整備・配置、さらには通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めること。

オ 取扱数量の増大が見込まれる卸売市場にあっては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化に努めること。特に、大都市にある卸売市場においては、土地の高度利用を図る観点から立体的かつ効率的な施設の配置に努めること。

カ 卸売市場施設の構造については、流通事情の変化や情報通信技術の進展に柔軟に対応できるものとする。

第9次計画

設の効率的な利用、維持管理の適正化を図る。

- 売場施設
- 駐車施設
- 貯蔵・保管施設
- 輸送・搬送施設
- 衛生施設
- 情報・事務処理施設
- 管理施設
- 加工処理施設
- 福利厚生施設
- 関連事業施設

以上の施設に附帯する施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに、海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設、再資源化施設等を、実情に応じ整備するものとする。

3 施設の規模に関する事項

別記に基づいて算定される施設規模を確保するよう努めるものとする。

4 施設の配置、構造及び運営に関する事項

卸売市場施設の配置、構造及び運営については、生産者や実需者のニーズに的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食品等の品質管理の向上、加工処理等の機能の強化、環境問題への積極的な取組や市場流通コストの削減に向けて、次の事項に留意するものとする。

― 卸売市場におけるコールドチェーンシステム構築に対する生産者及び実需者のニーズへ早急に対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温（定温）管理施設を計画的に配置すること。

― よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設について、施設の導入に当たっての費用対効果や、共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係業者間の調整等を考慮しつつ、整備・配置を推進すること。また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、情報受発信機能の強化や、市場関係業者が一体となって行うリテールサポート（小売支援活動）等の取組を推進すること。

― 地球温暖化等環境問題が深刻化している中で、卸売市場においても、エネルギー消費や廃棄物排出の抑制等環境負荷の低減に向けた取組が重要であることから、太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに資する施設の整備・配置や、通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めること。

― 取扱数量の増大が見込まれる市場にあっては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化に努めること。特に、大都市圏の市場においては、土地の高度利用を図る観点から立体的かつ効率的な施設の配置に努めること。

― 施設の構造については、流通事情の変化に柔軟に対応できる構造とすること。

― 大規模増改築を含めた卸売市場施設の新設に当たっては、原則として、外気の影響を遮断する閉鎖型施設の整備に努めること。また、低温（定温）管理施設に加え、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設を計画的に配置し、水産物市場については、殺菌水等清浄水の供給設備の整備も、併せて努めること。

― 生鮮食品等の物流の合理化を図る一環として、施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて、省力化機器の体系的利用を含む場内物流のシステムの開発導入に努めること。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等に努めること。

― 施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの構築の観点から、適切な温度管理の徹底に十分配慮すること。

第10次整備計画（案）

第 9 次 計 画

- キ 大規模増改築を含めた卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を遮断する閉鎖型施設とすること。
- ク 施設配置に当たっては場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。
- ケ 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、生産者や実需者とのデータ連携等に資する情報通信技術の活用、生産者や実需者と連携した流通コストの削減や、流通における環境負荷の軽減に資する通い容器の導入等に努めること。
- コ 卸売市場に対する理解醸成とともに、多様な機能の発揮を図る観点から、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、周辺環境との調和を図る観点から可能な限り緑地帯等を設置すること。
- サ 新規需要の創出を通じた市場関係者の経営体質の強化、さらには市場取引の活性化を図る観点から、立地条件を踏まえつつ、卸売市場が国産農林水産物の輸出に係る拠点としての機能を発揮するため、必要に応じて、輸出先が求める品質管理、小分け・包装、多品目混載等に対応可能な施設を整備・配置すること。
- 2 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項
- (1) 取引の合理化に関する事項
- 公正な取引と透明性をもった適切な価格形成を確保するため、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して効率的な取引の確保のための措置を講じ、卸売市場における取引を生産者及び実需者のニーズに的確に対応させるとともに、その活性化を図るものとする。
- ア 卸売市場における売買取引の方法については、各卸売市場の経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等の実態を反映するとともに、実需者の要望や地元生産者及び中小買受人の安定的な取引機会にも配慮しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な方法を設定し、これを遵守すること。
- イ 経営戦略に即した機能の強化等に向けた取組を的確に遂行するため、関係者による十分な議論を行い、それぞれの卸売市場に適合したバリューチェーン（生産から加工、流通、販売に至るまで、各事業が有機的につながり、それぞれの工程で付加価値を生み出していくプロセス）の構築やサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による卸売市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。
- ウ 卸売市場の集荷力の低下や生産者と実需者の直接取引の拡大に対応するとともに、集荷の共同化、双方向・相互融通での荷揃え、販売の相互連携等の複数の卸売市場間における効果的な連携や新商品開発等のための生産者や実需者との連携を推進し、集荷・販売力の向上を通じた市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に支障を来すことのないよう、利害関係者等の意見を十分に聴くとともに、協定等の締結や資本関係の構築等を積極的に行うことにより、卸売市場ごとの強みを十分に発揮した共存・共栄関係の構築に努めること。
- エ 生産者や実需者のニーズに対応した迅速かつ的確な取引を推進するため、必要に応じて、法令で定められた取引ルールに係る例外措置の適切な活用を努めること。特に、商取引を含む社会全体の電子化の進展に対応して卸売市場の売買取引における情報通信技術の利用を一層推進する。
- また、電子商取引に係る商物一致原則の例外措置の適用が可能な売買取引においては、その活用を努めること。
- オ 相対取引の割合は横ばいであるものの依然として高い中で、卸売市場における価格形成の透明性を維持、向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、市場関係者等において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月

- 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、ITの活用、生産者や実需者と連携した流通コストの削減や、流通における環境負荷の軽減に資する取組等に努めること。
- 卸売市場の多様な機能の発揮と周辺環境との調和を図るとともに、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能を持つ施設等関連施設の整備に努
- 第5 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項
- 1 取引の合理化に関する事項
- 取引の透明性の確保、流通経費の軽減、取引の活性化に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。
- 卸売市場における売買取引は、公正であり、かつ、流通効率の高い取引方法により行うものとする。このため、卸売市場における売買取引の方法については、消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各市場のもっている経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等市場の実態を反映しつつ、市場関係者の意見を聴きながら、市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定するとともに、その遵守を図ること。
- 計画的な集荷活動による品揃えの確保や、最適物流の実現による物流経費の軽減を図るため、各市場で十分な議論を行いながら、卸売市場流通の効率化に努めること。
- 卸売市場の集荷力の低下や、生産者と実需者の直接取引の拡大に対応するとともに、中央拠点市場を活用した効率的な流通網の構築といった観点からも、集荷の共同化等の複数の卸売市場間の連携や、新商品開発等のための生産者、実需者との連携による集荷力向上を通じた市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携等に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に支障を来すことのないよう、十分な議論を行うこと。
- 相対取引が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性を向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、市場関係者等において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理した情報等、仲卸業者や専門小売業者の利便性や透明性に配慮した取引情報の提供に努めること。
- 卸売市場における売買取引について、適切な価格形成を図るとともに、円滑・確実な決済を確保すること。
- 卸売市場においては、JAS法に基づく原産地表示等の徹底により、公正な取引を推進するとともに、生産情報等の適切な確認・伝達によりトレーサビリティシステムを確立し、消費者の信頼の確保に努めること。また、食中毒等の食品事故へ適切に対応するため、危害の発生防止に必要な限度において、生鮮食料品等の仕入・販売など入出荷に係る記録の作成・保存に努めること。なお、その際には、ITの活用により効率化を図り、コストの削減に最大限努力すること。

第10次整備計画（案）

第9次計画

ごとの時系列で整理したデータの提供やインターネット上における検索機能の充実、データ保存期間の延長等、仲卸業者や専門小売業者その他の実需者、生産者等幅広い関係者のニーズや利便性にも可能な限り配慮した取引情報の提供に努めること。

カ 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保すること。また、各卸売市場においては、それぞれの取引実態等をよく踏まえた上で、決済事故に対するリスクを軽減する方策について十分な議論を行うこと。

キ 取扱物品に対する消費者等の信頼を確保し、その安心につなげていくため、食品表示法に基づく原産地表示の徹底等による公正な取引を確保するとともに、生産履歴情報等の適切な確認・伝達、食品衛生上不良な食品の流通防止に向けた検査体制の充実及び生鮮食料品等の仕入先及び仕入日、販売先及び販売日等の入出荷に係る記録の適切な作成・保存を通じたトレーサビリティの確保に取り組むこと。なお、その際には、業務の効率化を通じたコストの削減に最大限努力すること。

ク 大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において、需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等に積極的に取り組むとともに、優越的な地位の濫用が疑われる行為があった場合、行政の相談窓口の積極的な活用を図ることにより、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。

ケ 卸売市場に対する生産者、実需者、さらには消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンスの徹底に努めること。

(2) 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

ア 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。

イ 加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引・予約相対取引・見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮すること。
また、場外保管施設の適切な活用を推進すること。

ウ 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

(3) 物品の品質管理の高度化に関する事項

市場関係者等は、施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置に取り組むとともに、当該措置を内容とする品質管理高度化規範の策定、同規範の内容及び遵守状況についての不断の検証並びに社内遵守体制の強化を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において、品質管理の高度化に取り組む。

この場合、水産物及び食肉を取り扱う卸売市場においては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守するとともに、食肉におけると畜段階においては、と畜場法（昭和28年法律第114号）等に基づく構造設備基準や衛生管理基準の遵守、食道や直腸の結紮（さつ）やナイフ消毒等に取り組む。

さらに、卸売市場における品質・衛生管理の質的向上を図り、その機能と信頼を向上させる観点から、各卸売市場においては、関係者への衛生教育等による基本的な衛生管理の徹底のみならず、HACCPの考え方を採り入れた品質管理や外部監査を伴う品質管理認証の取得等の段階的な導入を通じたより組織的・体系的な品質

— 産地及び消費地を通ずる情報の受発信機能を強化し、幅広く関係者が参加した情報センタ-として整備し、取引の透明性の確保と活性化に努めること。

— 大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において、需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進に取り組むとともに、優越的な地位の濫用行為が疑われる場合、行政の相談窓口を積極的に活用することで、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。

— 食の安全に関し、卸売市場に対する生産者、実需者及び消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めること。

2. 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

— 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、市場の休業日の増加に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管に努めること。

— 電子商取引・予約相対取引・見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき・保管等の効率化に配慮して保管・加工処理・配送施設の整備に努めるとともに、場外保管施設の適切な活用を推進すること。

— 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

— 都市と農村が共存している本県の特性を活かし、生産者と消費者を結ぶ地域内流通体系の円滑化に必要な施設の整備に努めること。

3. 物品の品質管理の高度化に関する事項

市場関係者等は、施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化を図るとともに、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において、HACCP（危害分析・重要管理点）手法を採り入れた品質管理の高度化に向けて、行動規範の策定と対応措置の推進に取り組む。特に、水産物及び食肉においては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく公衆衛生上講ずべき管理運営基準及び施設基準を遵守するとともに、加えて食肉処理においては、と畜場法（昭和28年法律第114号）等に基づく構造設備基準や衛生管理基準の遵守、食道結紮（けっさつ）やナイフ消毒などの食肉汚染対策に取り組む。

第10次整備計画（案）

第 9 次 計 画

管理体制の構築を図る。特に、輸出に取り組む卸売市場にあっては、輸出先の法令で求められるHACCPに基づく衛生管理の導入等の品質管理の高度化に取り組む。

3 卸売業者及び仲卸業者等の経営の近代化の目標
卸売業者及び仲卸業者については、集分荷機能、情報受発信機能等の卸売市場の機能を実際に担う主体であることを踏まえ、卸売市場ごとの経営戦略に即した機能強化、卸売市場に対する信頼の確保等に向けて、特に次の事項に留意し、その経営体質の強化等を図ること。

- (1) 卸売業者及び仲卸業者等に共通する事項
 - ア 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷・販売力の強化に向けて、現状における経営上の強み・弱み等を分析の上、消費者、実需者等の需要動向を踏まえた産地に対する営農指導、出荷支援のほか、地域特産物のブランド化、特色ある地場産品や規格外品等の流通特性も踏まえた品揃えの強化、新商品の開発、小売や加工・業務用需要とのマッチング等に関する産地との連携強化
 - 大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズに対応した加工処理、貯蔵・保管、輸送・搬送、リテイルサポート等の機能強化による実需者との連携強化に積極的に取り組むこと。
 - イ 生鮮食料品等の流通の中間に位置する立場を活かし、卸売業者・仲卸業者の相互連携の下、川上・川下双方に対するコーディネート機能を発揮し、国内産の農林水産物の新たな需要の喚起と需要に対応した供給体制の確立に努めること。その際、価格動向のほか、実需者ニーズ、産地の出荷動向・出荷戦略、商品情報等の多様な情報について、情報通信技術の積極的な活用を通じて、その把握と産地や実需者へのフィードバックを的確に行うなど、情報受発信の取組を強化すること。
 - ウ 卸売業者、仲卸業者、生産者、実需者等の関係業者間における提携関係の強化を図りつつ、大型産地・大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、予約相対取引の活用等により、産地における計画的かつ安定的な生産・出荷に対するニーズや、食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等における定時・定量・定質・定価格での安定的な取引に対するニーズへの積極的な対応を図ること。その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について契約当事者間で十分に協議すること。
 - エ 取扱物品の付加価値を高め、販売力の強化や新規需要の創出を通じた経営体質の強化を図るため、市場関係業者の新たなビジネス機会の創出に資する場合には、卸売市場が有する集荷機能や販売先に関する情報受発信機能等を活かし、国内産の農林水産物の輸出に係る拠点としての積極的な機能発揮に努めること。その際、産地、他の卸売市場、関連機関等との連携強化を図り、品揃え、数量、リードタイム、出荷期間等の取引先のニーズに対応できる集出荷体制の構築と、輸出先の法令で求められる衛生・品質管理に取り組むこと。
 - オ 産地情報と消費者・実需者のニーズの双方に通じ、求められる商品特性や多様な販路に係る知見等を有するといった強みを活かし、市場関係者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、生産者が行う6次産業化や農商工連携への取組に対する積極的な参画に努めること。
 - カ 卸売業者や仲卸業者が機能強化や経営の合理化に向けた取組を進めるに当たっては、共同出資会社の設立、資本提携等両者の連携・協働に十分留意して行うこと。
 - キ 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力、若手及び女性の活用等を通じた人的資源の強化に取り組むとともに、責任体制の確立に努めること。

第6 卸売業者及び仲卸業者等の経営の近代化の目標

- 1 卸売業者
 - 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、卸売業者の経営規模の拡大及び経営体質の強化を図るものとし、特に、資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。また、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況を踏まえつつ、合併や営業権の譲受けによる統合大型化、市場を超えた卸売業者間の資本関係の構築や業務提携による連携関係の強化に努めること。
 - 卸売業者の経営の健全性を確保し、出荷者に対する卸売市場の信頼性を高めるため、増資等による財務体質の強化や経営再編によるコストの低減、経営多角化の検討等を行うとともに、財務・経営情報の開示に努めること。
 - 管理部門について、OA化の推進と計画的な経営管理システムの整備、事業の計画的、一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。
 - 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力の定着と活性化を推進するとともに、責任体制の確立に努めること。
 - 消費及び供給の動向に対応した、集荷販売力の強化と商品開発能力の向上に努めること。
 - 卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存していることから、その提供する機能・サービスの充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて、経営体質の強化に努めること。
- 2 仲卸業者等
 - 仲卸業者等の経営の発展を図るため、市場規模に見合った、適切な経営規模を確保するよう、市場や商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受けによる統合大型化に努めること。
 - 小売店、外食産業事業者等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援に努めること。
 - また、市場関係者間の提携関係の強化を図りつつ、大規模小売業者との対等な取引関係の構築に努めること。
 - 情報機器の活用による経営管理システムの確立や、経営再編による経営合理化、共同配送等によりコストの削減に努めること。
 - 就労体系の整備により小売店の営業の動向に対応した市場の休業日の営業の実現に努めること。
 - 予約相対取引の活用等により、食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等における定時・定量・定価格での安定的取引に対するニーズへの積極的な対応を図ること。その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について、契約当事者間で十分に協議すること。
- 3 卸売業者及び仲卸業者等に共通する事項
 - 大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへ適切に対応し、経営体質の強化を図るため、加工処理機能、貯蔵・保管機能及び輸送・搬送機能の強化に取り組むこと。
 - 実需者のニーズの把握と産地へのフィードバックを的確に行うことにより、これまで卸売市場が中心に扱ってきた規格品に加え、特色ある地場産品や規格外品等について、これらの流通の特性も踏まえた上で、品揃えの強化を図ること。

第10次整備計画（案）

第 9 次 計 画

(2) 卸売業者

ア 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、卸売業者の経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、特に、資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

その際、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化や株式上場による資本強化、さらには卸売市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築や業務提携等による連携関係の強化を図ること。

イ 経営の健全性を確保し、卸売市場に対する信頼性を高めるため、増資等による財務体質の強化や経営再編によるコストの低減、経営多角化による経営改善に取り組むこと。

ウ 管理部門について、計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を行い、事業の計画的かつ一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。

エ 卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存している場合も依然としてあることから、その提供する機能・サービスの充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて経営体質の強化に努めること。

(3) 仲卸業者等

ア 仲卸の業務の適性かつ健全な運営を確保し、十分な仲卸機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、その際、各卸売市場や取り扱う商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化を図ること。

イ 小売業者、外食産業事業者等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、保管・配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援を図ること。

ウ 情報通信機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理化、共同配送等によりコストの削減に努めること。

エ 就労体系の整備等により、小売業者等の営業の動向に対応した卸売市場の休業日の営業の実現に努めること。

4 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

(1) 情報化は、取引の公開性を高め、取引方法の多様化に資するなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となるとともに、取引事務のペーパーレス化や物流の省力化等市場運営及び市場関係業者の経営合理化に直結することを重視して、早急にその推進を図ること。

(2) 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等卸売市場の労働条件の改善による魅力ある職場づくりに努めること。

(3) 関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能や、加工、配送、保管等のニーズに対応した機能の充実に努める上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図ること。

(4) 災害時等の緊急事態に際し、卸売市場が果たす機能の重要性を考慮して、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害発生時に備えた複数市場間におけるネットワーク構築等を通じて、緊急事態に際しても、卸売市場の機能が可能な限り維持されるよう努めること。

(5) 市民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解を醸成し、「食」や「日本食文化」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示等に関する講習会、料理教室等の機会の提供等の取組を推進すること。その際、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であるということを前提としつつ、卸売業務への影響や市場内の衛生管理、入場者の安全の確保等に十分留意するとともに、市民の入場可能時間の設定も含めて事前に関係者間で十分な調整を図ること。また、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮すること。

— 新たな需要の喚起に資するよう、価格動向のほか、実需者のニーズ、産地の出荷動向、商品情報等の多様な情報について、情報技術の積極的な活用を通じて、卸売業者と仲卸業者間における情報共有を図るなど、その収集と提供の取組を強化すること。

— 卸売業者や仲卸業者が、機能強化や経営の合理化に向けた取組を進めるに当たっては、共同出資会社の設立、資本提携等も含め、両者の連携・協働に十分留意して行うこと。

第7 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

— 市場関係者等が一体となって、卸売市場全体の経営戦略的な視点から、それぞれの卸売市場の位置付け・役割、機能強化の方向、将来の需要・供給予測を踏まえた市場施設の整備やコストも含めた市場運営のあり方等を明確にし、経営展望を策定するなど、卸売市場としての経営戦略の確立に努めること。

— また、開設者は、施設の整備と維持管理、卸売業者、仲卸業者等への指導監督にとどまらず、卸売業者、仲卸業者等と一体となった市場運営に対する取組に努めること。

— 市場情報のシステム化は、取引の公開性を高め、取引方法の多様化が図られるなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となるとともに、取引事務や物流の省力化など市場運営及び市場関係業者の経営合理化に直結することを重視して、早急にその推進を図ること。

— 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等市場の労働条件の改善による魅力ある職場づくりに努めること。

— 食品の安全性を確保し、環境問題の深刻化に対応するため、有害物品に関する検査体制の確立、じんあい処理・汚水処理施設の整備に努めること。

— 関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能の充実に努める上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図ること。

— 災害時の緊急の事態に際し、卸売市場の果たす機能の重要性を考慮して、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害時において適切な対応が確保されるよう努める。特に、市場関係者等は、BCP（事業継続計画）の策定等を通じて、災害時等においても業務を確実に継続できるような体制の確立に努める。

第10次整備計画（案）	第9次計画
<p>(6) 卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務を適切に公表するとともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識、消費者の信頼向上に向けた市場関係者の取組状況等について発信・普及するため、インターネット等を活用し、様々な情報を効果的・効率的に広く公開・提供するよう努めること。</p> <p>別記（第7の1（3）関係） 卸売市場施設規模算定基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 売場施設の必要規模〔略〕 2 その他の施設の必要規模〔略〕 3 駐車場の必要規模〔略〕 4 市場用地の必要規模〔略〕 	<p>また、食の安全に係る事件・事故が発生した場合、風評被害の発生を防ぐためにも、消費者に正しい情報が伝わるよう、卸売市場は実需者に対して正確な情報を発信し、客観的事実や科学的根拠に基づく公正な取引の確保及び適切な価格形成に努め、生鮮食料品等の円滑な流通の促進に資すること。</p> <p>市民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解の醸成や、「食」に関する卸売市場の知見を、消費者に効果的に提供する観点から、「食育」や「花育」のイベント、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示に関する講習会、料理教室等の機会の提供など、施設の開かれた利用にも配慮する。この場合、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であるということを前提としつつ、市場内の衛生管理や入場者の安全の確保等に十分留意すること。</p> <p>また、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮すること。</p> <p>地方卸売市場が地域内流通において中心的な役割を担っていることを考慮して、鮮度の高い地場産の生鮮食料品等を、地域の消費者に安定的に供給するため、市場情報の提供、周辺産地との連携に努めること。</p> <p>多様化する消費者ニーズに対応するため、豊富な品揃え、鮮度保持、加工・配送に加え、情報発信や情報システムの有効活用など、卸売市場の企画開発機能の高度化に努めること。</p> <p>別記（第4の3関係） 卸売市場施設規模算定基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 売場施設の必要規模〔略〕 2 その他の施設の必要規模〔略〕 3 駐車場の必要規模〔略〕 4 市場用地の必要規模〔略〕